**▼浄化槽を設置する方へ〔令和５年度〕**

**○北杜市浄化槽設置費補助金交付制度について**

【目的】

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、北杜市戸別浄化槽設置費補助金交付要綱に基づき、専用住宅に浄化槽を設置する方に対し、浄化槽の大きさ（人槽）により、予算の範囲内で補助金を交付する制度があります。補助金の交付を希望される方は、**設置（工事）前**に「浄化槽設置届」及び「補助金交付申請書」を提出して下さい(提出期限：令和6年2月10日)

■交付の対象について

・下水道事業計画区域外に居住するもの。

・下水道事業区域内であっても、地形的に下水道管を埋設することが困難な地区に設置する者

・**令和５年度（R5.4月～R6.3月）に設置する浄化槽で、施工前であること**

・浄化槽法第5条第1項に基づく設置届が提出されていること、又は建築基準法に基づく確認申請書と同時に設置届が提出されていること

※新たに設置するほかに、汲み取り便槽・単独処理浄化槽からの転換についても補助対象になります。

■補助の対象とならない場合

1）原則下水道が整備されている区域及び計画されている区域に設置しようとする場合。

　 ＊但し次の場合は上記の区域内であっても補助の対象とする。

　　・地形的な理由により下水道管が埋設できない場合

2）建築基準法第６条第１項の規定に基づく確認又は浄化槽法第５条第１項に基づく設置届をしな

いで浄化槽を設置する場合。

3）住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない場合。

4）販売又は賃貸等の目的で浄化槽付住宅等を建築及び増改築する場合

5）21人槽以上の浄化槽を設置する場合

　6）既存の合併処理浄化槽の入替えをする場合

　7) 補助金交付決定前に設置工事に着工した場合

8)過去10年以内に同一世帯で補助金の支給を受けている場合

9)法人その他の団体で浄化槽を設置する場合

10) 循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づく交付金の対象外となる者

（くわしくは現住居（汚水処理方式）申告書でご確認ください）

■補助金の額について

○補助金交付額〔北杜市全域〕　補助金交付要綱第３条関係

|  |  |
| --- | --- |
| 人槽 | 限度額 |
| ５人槽 | **332,000円** |
| ６～７人槽 | **414,000円** |
| ８～２０人槽まで | **548,000円** |

※**浄化槽本体（材・工）**の費用が対象となります。

　　※浄化槽の人槽は、住宅の延べ床面積のみで決定されるわけではありません。

＊なお、補助金の予算には限りがあるため、申請順に受付を行い、補助金予算額に達し次第、受付終了とさせていただきます。

【各種申請書関係書類様式】

・補助金申請書関係書類様式

・設置届関係書類様式

・その他関係書類様式（県書類関係：山梨県大気質保全課ＨＰより）

各様式については北杜市ホームページ等より取得可能です。

　北杜市ＨＰ：

[**http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1194.html**](http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1194.html)

　山梨県大気質保全課ＨＰ：

[**http://www.pref.yamanashi.jp/download/taiki-sui/index.html**](http://www.pref.yamanashi.jp/download/taiki-sui/index.html)

【提出先】

|  |  |
| --- | --- |
| 書類届出先 | 所在地 |
| 北杜市役所環境課 | 北杜市須玉町大豆生田961-1 |

■浄化槽に関する問い合わせ

　　〒408-0188

　　山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

　　北杜市役所環境課　　℡:　0551-42-1341 ・　Fax:　0551-42-1123